

カトリック仁川教会小教区評議会運営細則

第1条 評議員のはたらき

- (1) 主宰者
 - ① 主宰者は、評議会を招集し主催する。
 - ② 主宰者は、評議員を任命する。
 - ③ 主宰者は、評議会に出席できないときは、助任司祭または協力司祭を代理人に委任する。
 - ④ 主宰者は、臨時評議会開催の承認を行う。
- (2) 評議の運営を行う評議員
 - ① 議長は、全信徒を代表する。
 - ② 議長は、評議会および役員会の開催を通知する。
 - ③ 議長は、評議会を円滑に運営し、決定事項の周知徹底と滞りのない執行に努力する。
 - ④ 副議長は、議長を補佐し、議長不在のときにその任務を代行する。
 - ⑤ 副議長は、地区委員会の正副委員長を兼任する。
 - ⑥ 書記は、評議会議事録を作成し、管理する。
- (3) はたらきの企画・運営・とりまとめを担当する評議員
 - ① 常設委員会の委員長は、分掌する業務に係る長期的・継続的なはたらきの企画。運営について委員会全体が協力して取り組むよう配慮する。
 - ② 常設委員会の副委員長は、担当委員会の委員長を補佐し、委員長が不在の場合はその代理を務める。
 - ③ プロジェクトチームリーダーは、委嘱されたプロジェクト案件の期限内完遂についてチーム全体が協力して取り組むよう配慮する。
 - ④ プロジェクトチームの副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合はその任務を代行する。
- (4) 小教区代表として派遣される評議員
 - ① 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会、大阪教区などの会合に出席し、その活動に参画しはたらきを分かち合う。

第2条 常設委員会のはたらき

- (1) 典礼委員会
 - ① ミサ聖祭を中心とした共同体の祭儀、祈り、聖歌、および教会暦に関する祭儀の奉仕をする。
 - ② 祭壇準備、侍者、朗読者、先唱者、共同祈願先唱者、奉納者、オルガニスト、聖歌隊、献金係、聖堂案内係、受付など、主任司祭の任命を必要としないミサ聖祭の奉仕者を選任する。
 - ③ ミサ聖祭時の（臨時の）聖体奉仕者のローテーションを組む。
 - ④ 病者訪問を実施する。
 - ⑤ 祭服および祭具を管理する。
 - ⑥ 侍者などの典礼奉仕者の教育養成に協力する。
 - ⑦ 結婚式・葬儀などの奉仕をする。
 - ⑧ 阪神地区宣教評議会の典礼委員会、大阪教区の典礼学習会などに参加し協力する。
 - ⑨ 青少年信徒育成に資する祭儀、行事（堅信、子どもと共に捧げるミサ、成人祝、七五三祝、マリア祭、ロザリオ祭など）について宣教研修委員会、並びに青少年委員会と協働する。
 - ⑩ その他、評議会が指示する任務を負う。

(2) 宣教研修委員会

- ① 福音宣教に関わる講演会などを企画する。
- ② 信徒の信仰養成（新聞・書籍の購入、ロザリオの祈り、十字架の道行きなどを含む）を図る。
- ③ 黙想会（原則年2回）ならびに巡礼を企画し実施する。
- ④ 青少年委員会の活動を支援する。
- ⑤ その他、評議会が指示する任務を負う。

(3) 青少年委員会

- ① 日曜学校、アントニオ会の活動(練成会、巡礼などを含む)を支援する。
- ② 外国籍の方々との積極的な交流を図り、教会行事への参加と協働を促す。
- ③ 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会・大阪教区などの青少年活動へ参画し協働する。
- ④ 青少年信徒育成に資する祭儀、行事（堅信、子どもと共に捧げるミサ、成人祝、七五三祝、マリア祭、ロザリオ祭など）について典礼委員会、並びに宣教研修委員会と協働する。
- ⑤ その他、評議会が指示する任務を負う。

(4) 社会活動委員会

- ① 小教区内外の社会活動への支援の窓口となり、協力を呼びかける。
- ② 活動グループの立ち上げと活動計画を立案し、実施を支援する。
- ③ 教区の要請に応じて義援金を呼びかける。
- ④ 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会・大阪教区などの活動に協力する。
- ⑤ その他、評議会が指示する任務を負う。

(5) 広報委員会

- ① 主宰者の監督のもとに教会だよりを編集し、発行する。
- ② 小教区の年間行事予定表案および月間行事予定表案を作成する。
- ③ 小教区のホームページを管理する。
- ④ 広報誌・ホームページ制作用印刷機、コンピューター、プリンターなどの機器の維持管理を行う。
- ⑤ 阪神仁川ブロック・阪神地区広報委員会と情報を交換し、広報活動する。
- ⑥ その他、評議会が指示する任務を負う。

(6) 総務委員会

- ① 教会の各建物を点検維持し、営繕管理する。
- ② 動産・不動産に関する資料を整備し保管する。
- ③ 教会建物内外において美化清掃を図る。
- ④ 各種備品の維持管理を行い、必要に応じて購入する。
- ⑤ 憩堂および共同墓地の使用申し込み手続き全般を取り扱い、管理する。
- ⑥ 教会建物の教会行事以外の使用に関して責任を負い、管理する。
- ⑦ 事務所を維持管理する。
- ⑧ 事務員の労務管理をする。
- ⑨ その他、評議会が指示する任務を負う。

(7) 行事委員会

- ① 小教区内諸行事を企画立案し、各委員会協力のもと、運営を行う。
- ② 必要に応じて教会行事のためのプロジェクトチームの立ち上げと招集を行う。
- ③ その他、評議会が指示する任務を負う。

(8) 財務委員会

- ① 現預金の管理および送金支払い業務を行う。
- ② 源泉所得税の徴収ならびに納付の業務を行う。
- ③ 期首に年度予算の編成を行う。
- ④ 期末に年次決算を行い、評議会に報告するとともに大阪教区およびコンベンツアル聖フランシスコ修道会に収支報告書を提出する。
- ⑤ コンベンツアル聖フランシスコ修道会仁川修道院と共同施設等の費用按分については、合理的な金額を算出し協議文書化のうえ誠実に実行する。
- ⑥ 帳簿、証憑類を整備し、法定年限保管する。
- ⑦ その他、評議会が指示する任務を負う。

(9) 地区委員会

- ① 各地区の2名から4名までの代表が地区委員会を構成する。
- ② 年度初めに教会事務所の協力のもと、全6地区それぞれの連絡網を作成する。
- ③ 主に行事委員会が立案する小教区の行事の企画運営に協力し、各地区所属信徒の参加を呼びかける。
- ④ 地区内の親睦を促す。
- ⑤ その他、評議会が指示する任務を負う。

第3条 住所による所属地区割

- (1) 地区割は下記に示す。

① 逆瀬川地区

宝塚市 逆瀬川以北または武庫川以北以東の地域。および逆瀬川1・2丁目
逆瀬台・ゆずり葉台全域

西宮市 山口町以北または宝塚市以西の地域

神戸市 北区

兵庫県 中国自動車道が通過する市町以北の地域

京都府 福知山線・福知山以北の山陰線沿線の市町

遠方 兵庫県以北で日本海側の各県

② 仁川北地区

宝塚市 仁川北1・2丁目、鹿塩、駒の町、新明和町、仁川台、仁川団地、仁川宮西町、
仁川うぐいす台

宝塚市 上記以北、逆瀬川以南で、逆瀬川1・2丁目・逆瀬台・ゆずり葉台を除く地域

兵庫県 伊丹市、川西市、猪名川町

大阪府 淀川から北の大阪府市町（池田市、茨木市、吹田市、摂津市、高槻市、豊中市、
箕面市、島本町、豊能町、能勢町）

③ 高台・月見ガ丘地区

宝塚市 仁川月見ガ丘、仁川旭ガ丘、仁川北3丁目、仁川高台、仁川高丸

西宮市 仁川町5・6丁目

④ 仁川甲東地区

西宮市 甲東園、段上町、上大市、松籟荘、神呪町、神呪字中谷、仁川町1・3丁目、
一里山、田近野町

⑤ 上甲東地区

西宮市 上甲東園、仁川町3・4丁目、仁川五ヶ山、仁川百合野台、上ヶ原一・二番町、
上ヶ原山手町、上ヶ原山田町、甲山町

⑥ 門戸地区

西宮市 下大市東町、下大市西町、野間町、伏原町、林田町、若山町、門前町、大島町、
樋ノ口町、堤町、荒木町、薬師町。門戸東町、門戸西町、門戸荘、門戸岡田町、
岡田山、愛宕山町、広田町、高座町、上ヶ原三～十番町、丸橋町、能登町

西宮市 上記以南以西の地域

兵庫県 芦屋市、神戸市（除：北区）、尼崎市

大阪府 淀川以南の地域

遠方 逆瀬川地区を除く、京都府・大阪府以南以東の都道府県と兵庫県以西以南の県

第4条 議長および副議長の選挙手続き

- (1) 次期議長および副議長の選挙は、以下の手続きによって、現議長が任期満了を迎える信徒集会において実施される。
 - ① 選挙日の4ヶ月前の評議会にて、本小教区に所属する信徒の中から2名を選出し、主宰者の任命により選挙管理プロジェクトチームを設ける。
 - ② 選挙管理プロジェクトチームは、候補者公示期日までの間、信徒に対し立候補または推薦を募る。ただし、推薦する者は、選出された場合に議長あるいは副議長を務めることの了解を被推薦者から得ている必要がある。
 - ③ 選挙管理プロジェクトチームは、主宰者とともに協議し、候補者を擁立することができる。ただし、選挙管理プロジェクトチームのメンバーは候補者となることはできない。
 - ④ 選挙日の40日前に候補者を公示する。
 - ⑤ 選挙は、投票用紙を使ってそれぞれの役職について行う。ただし、候補者数が役職定員と同数の場合、その役職について投票を行わない。
 - ⑥ 議長候補者が2名以上の場合、投票の結果、最上位者を議長とする。上位者2名以上の得票数が同数の場合は、信徒集会の議長の指示にしたがって再投票を行う。
 - ⑦ 副議長候補が3名以上の場合、投票によって上位2名を副議長とする。投票の結果、すべての候補者が同数の票を獲得した場合は、選出された次期議長が指名する。

第5条 評議員の代理人

- (1) 評議員の代理人については、次のとおりとする。
 - ① 主宰者が欠席する場合は、主宰者が委任した助任司祭または協力司祭。
 - ② 委員会の正副委員長が共に欠席の場合は、同じ委員会の委員。
 - ③ プロジェクトチームの正副リーダーが共に欠席の場合、同じプロジェクトチームのメンバー。

第6条 評議会の傍聴

- (1) 次の者に評議会の傍聴を認める。
 - ① 評議員でない副委員長・副リーダー
 - ② 監事
 - ③ その他、主宰者または議長が認めた人
- (2) 傍聴者は議長の指名がある場合のみ、発言を許される。

第7条 評議員の欠員および任期の特例

- (1) 任期途中で欠員が生じた場合、以下の方法で補充し、前任者の残りの任期を務めることとし、その期間は任期に含めない。ただし、残りの任期がわずかであり、運営に支障がないと評議会が判断した場合には、欠員を補充しないこともある。
 - ① 議長および副議長は評議員の中から選出され、主宰者が任命する。
 - ② 書記は議長の推薦に基づき、主宰者が任命する。
 - ③ 常設委員会の正副委員長およびプロジェクトチームの正副リーダーは、当該委員会あるいはプロジェクトチームで互選し、評議会の承認を得て主宰者が任命する。
- (2) 期中に新設された委員会の正副委員長の任期は、翌年度の期首から始まるものとする。
- (3) 阪神仁川ブロック・阪神地区宣教評議会・大阪教区などに小教区から派遣された評議員が、派遣先での重要なはたらきのために留任が必要な場合には、評議会の承認のもとに、評議員定足数外として、派遣先でのはたらきを行うことを認める。

第8条 未洗者の参加

- (1) 未洗者が委員会または奉仕・活動グループへの参加を希望する場合には、当該委員会と主宰者の承認を必要とする。
- (2) 未洗者は、評議員となることはできない。

第9条 改正手続

この細則の改正には、主宰者を除く全評議員の3分の2以上の賛成を得た後、主宰者の承認を必要とする。

制定	2001年6月27日		
改正	2002年3月	「福祉委員会」→「社会活動委員会」	大阪教区指導
改正	2003年4月	「阪神仁川ブロック」の新設による項追加	大阪教区指導
全面改訂	2010年4月1日	施行	
改正	2020年5月17日	施行	